

7. 年金・健康保険関係

Q7-1：国民健康保険、後期高齢者医療など、区・支所が管轄する医療保険の保険証の住所変更は、区・支所が行うとのことですが、勤め先の健康保険はどうすればよいのですか？

A7-1 お手数ですが、ご自身で勤め先の担当課に健康保険等の住所変更の手続き（要・不要及び方法）についてご確認をお願いいたします。

Q7-2：国民健康保険などの保険証はこのままで使用できるということでしたが
(1) 次に、新しい住所が表記された保険証を交付されるのは、いつごろになりますか？
(2) 旧住所を表記した保険証を使うのに支障はありませんか？

A7-2

(1) 次に新しい住所を表記した保険証が交付されるのは？

種 別	更 新 時 期	手 続 き
国 民 健 康 保 険	令和5年11月保険証の更新	不要
後期高齢者医療保険	令和5年8月保険証の更新	不要
介 護 保 険	要支援・要介護認定申請（更新申請を含む。） の都度	窓口申請（代行申請含む。）

(2) 保険証を使うにあたり支障はありませんか？

◎旧住所のままであっても、保険サービスを使っていたくのは、支障はありません。ただし、新しい住所を表示した保険証の交付をご希望される方は、

①現在お使いの証②ご本人様確認書類を窓口にお持ちいただければ、新しい住所を記載した証にお取り替えしますのでご相談ください。

Q7-3: Q7-2 以外の医療証について、次に医療証が新しい住所で表記されるのは、いつごろになりますか？医療証を使うにあたって支障がありませんか？

A7-3

種 別	更 新 時 期	手 続 き
福祉給付金資格者証	令和5年8月に更新	不要
障害者医療証	令和5年8月に更新	不要
ひとり親家庭等医療証	令和5年8月に更新	不要
子ども医療証	幼・保、小、中の卒園、卒業年度の3月31日に更新	不要

◎旧住所のままであっても、保険サービスを使っていたくのに、支障はありません。ただし、新住所を表示したものをご希望される場合は、支所、区役所に①現在お使いの証②ご本人様確認書類を窓口にお持ちいただければ、新しい住所を記載した証にお取り替えします。

Q7-4: 年金振込口座の住所変更を行っていませんが、年金はきちんと振り込まれてきますか？

A7-4 金融機関コード、口座番号などにより年金は振り込まれますので、住所変更を行ってなくても、今までどおり年金は振り込まれます。

Q7-5: 年金について、「原則、住所変更の手続きの必要はありません」とのことですが、例外的に手続きが必要な場合はどのような場合ですか？

A7-5 年金については、基礎年金番号とマイナンバーが連携しているため、原則として住所変更の手続きをしていただく必要はありません。ただし、様々な理由により基礎年金番号とマイナンバーが連携していないことがあります。

こうした場合は、ご自身で住所変更の手続きをする必要があります。11月26日以降5か月ほど経過しても旧住所が表示された郵便物が届くようなときは、郵便物の送付された実施機関にご確認してください。

問合せ：大曾根年金事務所

住所：名古屋市東区東大曾根町 28-1（JR「大曾根駅」下車南出口徒歩 5分 名鉄瀬戸線「大曾根駅」または地下鉄名城線「大曾根駅」下車 3 番出口徒歩 10分）

電話：052-935-3344

受付：

平日	週初の開所日	第2土曜
8:30-17:15	8:30-19:00	9:30~16:00

Q7-6：国民年金の被保険者ですが、住所変更の手続きは必要ないとのことでしたが、実施日以降「ねんきん定期便（例：11月誕生日）」等の書類は旧住所のまままで送られてきました。「原則、手続きをしなくてもよい。」とのことでしたが、住所変更の届け出が必要ではないのですか？

A7-6 原則、マイナンバーの紐づけ（機構保存本人確認情報の提供）によって、住民基本台帳の情報は、毎月1回ほどのタイミングで、年金原簿等の書き換えを行います。ですから、新しい住所への更新に、2、3か月タイムラグが発生する場合があります。

5か月以上たっても旧住所で書類が送られるようでしたら、書類の送付元の実施機関にお尋ねください。

Q7-7：国民年金基金に加入していますが、住所の変更手続きは必要ですか？

A7-7 住所変更の手続きが必要となります。

①全国国民年金基金のホームページから「氏名・住所変更届」をダウンロードして必要事項記入のうえ、全国国民年金基金業務部事務処理センターへ送って

ください。

(全国国民年金金HP > 加入者の方 > 「各種届出等」)

<https://www.zenkoku-kikin.or.jp/application/>

このページの「住所が変わったとき」をご参照ください。

送付先：全国国民年金基金業務部事務処理センター

住所：〒107-0052 東京都港区赤坂 8-1-22 NMF 青山一丁目ビル 9 階

②または、全国国民年金基金お客様相談センターへ電話をして手続き用紙を送っていただくよう依頼していただくこともできます。

電話：0570-008-002 又は 03-6804-2202

※050 で始まるお電話からは 03-6804-2202 にお掛けください。

※ガイダンスが流れたら「1」を選んでください

(注) 全国国民年金基金以外の基金にご加入の方は、それぞれの基金あてにお手続き又はお問い合わせをお願いいたします。

Q7-8：iDeCo（個人型確定拠出年金）に加入していますが、住所の変更手続きは必要ですか？

A7-8 ご自身で住所変更の手続きが必要になります。住所変更の手続きについては、iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入申込みをされた金融機関等（運営管理機関）にお問い合わせください。

また、国民年金基金連合会コールセンターでも一般的なご相談内容に応じています。

国民年金基金連合会コールセンター

問合せ：0570-003-105 受付：9：00～17：00（平日）

国民年金基金連合会HP : <https://www.ideco-koushiki.jp/join/>

Q7-9 : 年金基金（業種別基金）は自分で手続きするのですか？

A7-9 公的年金でない企業年金であれば、それぞれの企業年金を管轄している事務局に個別に問合せのうえ、手続きをお願いいたします。